

久留米市物品の買入れ等に係る公募型指名競争入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する物品の買入れ、製造の請負（以下「物品の買入れ等」という。）において、受注する能力及び意欲がある業者に十分な受注機会を与えることにより入札の透明性、競争性及び公正性の確保を図るため、事前に入札参加を希望する業者を募集し、その応募者の中から入札参加者を選定する方式（以下「公募型指名競争入札」という。）を試行するにあたり、久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 公募型指名競争入札の対象案件は、予定価格が80万円を超える物品の買入れ及び予定価格が130万円を超える製造請負に係る契約の中から久留米市物品供給業者選定委員会（物品の買入れ、製造及び不用品の売払いに関する指名業者選定要領（平成21年久留米市庁達第13号の4。以下「指名業者選定要領」という。）第6条に規定するものをいう。）がこれを指定する。

(参加資格等)

第3条 公募型指名競争入札に参加できる者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市の物品供給等有資格者名簿に登録された者であること。
- (3) 本市の指名停止を受けていないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、物品等ごとに定めるその他の参加要件を満たすこと。

(入札参加希望者への周知)

第4条 市長は、公募型指名競争入札を実施するときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 入札に付する物品名、納入場所及び納期
- (2) 物品等の仕様
- (3) 入札に参加する者に必要な条件
- (4) 入札参加申込等
- (5) その他必要と認める事項

2 前項に規定する公表は、市ホームページへの掲載及び契約課閲覧場所への掲出により行うものとする。

(入札参加申請)

第5条 市長は、公募型指名競争入札に参加しようとする者に市長が指定した期日までに久留米市物品の買入れ等に係る公募型指名競争入札参加申請書（別記様式。以下「参加申請書」という。）を契約課へ提出させなければならない。

(指名業者の選定)

第6条 市長は、前条の規定により参加申請書を提出した者の中から指名業者を選定するものとする。この場合において選定者数が指名業者選定要領第4条に規定する指名業者の選定数に満たないときは、これに達するまで、物品供給業者有資格者名簿に登載されている業者の中から選定できるものとする。

2 市長は、前項の規定による選定の結果入札参加資格を認定しなかった者にはその理由を付して通知するものとする。

附 則

この要領は、平成23年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月22日から施行する。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

久留米市長 あて

久留米市企業管理者 あて

久留米市物品の買入れ等に係る公募型指名競争入札参加申請書

以下の入札案件について、入札に参加したいので申請します。

申請者	住所 商号及び名称 代表者職氏名			
	電話番号		FAX番号	
	担当者氏名			

○参加希望の入札案件

入札番号	※入札案件の概要に記載してあります。
件名	
添付書類等	※入札案件の概要で指定した場合のみ
備考	

〔提出先〕

久留米市総務部契約課

電話：0942-30-9172

FAX：0942-30-9713